

国民健康保険の被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方（雇い主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務することができず、その期間の給与の全部または一部が支払われなかった場合、「傷病手当金」を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する方は、必ず事前に国保年金課にお電話でお問い合わせください。

◇対象者 ①～⑤の条件を全て満たす方

- ①御坊市国民健康保険に加入している方
- ②勤務先から給与の支払いを受けている方
 - ※個人事業主の方は対象となりません。
- ③新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養ため仕事ができないこと
- ④4日以上休んでいること
 - ※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待機期間）、4日目以降の仕事を休んだ日が支給対象日となります。
- ⑤休んだ期間について給与等が支払われないこと
 - ※給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

◇給付額の計算方法

$(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 3\text{分の}2 \times \text{就労予定日数}$

◇適用期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で療養のため就労することができない期間

◇申請に必要なもの

- ・申請書（世帯主記入用）
- ・被保険者記入用（療養した方）
- ・事業主記入用（事業主の証明書）
- ・医療機関記入用（医師の意見書（医療機関を受診したとき））
- ・国民健康保険証の写し

◇問い合わせ 国保年金課 国民健康保険係 ☎0738-23-5530

市役所年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

◇日時 9月16日（木）10：00～11：30、13：00～15：00

◇場所 市役所3階会議室

◇申し込み先 田辺年金事務所お客様相談室 ☎0739-24-0432 ※電話予約が必要です。
（相談日の1か月前から予約を受付しています。）